司法書士制度150周年に向けて

日本の司法書士制度は、8月3日に150周年を迎えます。

埼玉司法書士会
会長 **柴 由之**

司法書士の起源は明治5年（1872年）の司法書士職務定制（太政官無号達）に定められた代書人にさかのぼります。伝統的な業務である不動産や会社等の登記手続や裁判所提出書類の作成事務を中心にその歴史を刻んできました。その後、平成の時代になり、成年後見・財産管理業務や簡易裁判所における訴訟代理等の業務も行っています。また、裁判外紛争解決手続（ADR手続）に関与し、さらに、空き家問題、所有者不明土地問題への対応、自然災害における被災者の支援等に専門家としてかかわるようになりました。このように司法書士の法律専門職としての市民への法的サービスの提供が認められ、令和元年6月6日、「司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。」との使命規定を創設する「司法書士法の一部を改正する法律」が成立しました。

このような折、令和3年4月21日、民法等の一部を改正する法律及び相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律が成立しました。所有者不明土地問題が土地の利活用等に関連する喫緊の課題となっていますが、これらの法律の成立によって、所有者不明土地の発生予防及び解消に関する制度が概ね整備されました。そもそも、所有者不明土地問題は、東日本大震災の復興事業の過程で土地の相続登記が未了のため、登記簿から土地所有者を特定することができないなどの理由で、事業用地の取得等に支障が生じ、復興事業の妨げになったことで注目されました。当会では、東日本大震災の被災者の支援等において東北3県に相談員を派遣してきました。中には震災以前の相続について相続登記がされていない事例もあり、これらの相談が寄せられた中に相続人が多数で、遺産分割について話し合いをすることも難しい事案がありました。

今回の法律改正によって、所有権の登記名義人につき相続が発生した場合、原則として、相続人には、3年以内に相続の登記を申請しなければならないという義務が課せられます。期限内に相続の登記を申請するには、出生から死亡までの戸籍事項証明書等の取得を始めとした様々な事務処理を行わなければならず、市民にとって負担になることが想定されます。

当会では、従前から相続相談会等を通じて相続登記の促進活動を実施してきました。新たに「相続登記相談センター」を設置して、「相続登記は司法書士へ」のスローガンの下、市民の相続登記義務化をサポートする体制を整えました。

また、当会では、さいたま市、熊谷市、越谷市、川越市の4か所に総合相談センターを設置しています。空き家問題、所有者不明土地問題だけでなく、不動産の売買、相続や会社の設立等といった登記手続、金銭貸借、労働問題や敷金トラブルといった民事事件に関する裁判や調停、和解の手続、成年後見に関する相談をお受けしておりますので、ぜひご利用ください。この他、市町村での各種相談会に相談員を派遣しております。

「あなたの暮らしのすぐそばにいる司法書士」が、皆様のお役にたてるよう司法書士の使命を果たしてまいります。

司法書士に相談しよう

❶ 不動産登記に関する業務

司法書士は不動産の購入、贈与、相続にともなう名義変更から抵当権設定、変更、抹消の登記まで、不動産の権利に関するすべての登記手続を代理します。不動産登記に関してお悩みがある方は、お気軽に司法書士にご相談ください。

❷ 会社・法人登記に関する業務

司法書士は株式会社や一般社団法人など各種法人の設立、役員変更、本店移転など、会社・法人登記の専門家として各手続に必要となる議事録などの書類の作成ならびに登記手続を代理します。わからないことがあれば、ぜひ司法書士へご相談ください。

❸ 裁判手続や債務整理に関する業務

司法書士は裁判所に提出する訴状や答弁書を作成して、ご本人による裁判手続を支援します。また、簡易裁判所における訴額140万円を超えない民事事件であれば、司法書士があなたの代理人として法廷に立つことができます。

また、借金で苦しんでいる方には、自己破産や民事再生の書類の作成や、任意整理を通じて生活再建を支援します。一人で悩まずに、まず司法書士へご相談ください。

❹ 相続・遺言に関する業務

司法書士は相続登記に必要となる戸籍の取寄せや、遺産分割協議書の作成、不動産の名義変更まで一連の手続を行います。また、元気なうちに遺言を残したいという方の相談に応じ、遺言書作成のお手伝いもいたします。

❺ 成年後見に関する業務

司法書士は家庭裁判所への後見開始申立書を作成したり、直接司法書士が成年後見人になって、判断能力の低下したご本人を支援します。また、将来の判断能力の低下に備えて任意後見契約を締結する際のサポートもいたします。成年後見制度をご検討の際はぜひお問合わせください。

❻ 家庭裁判所の手続に関する業務

司法書士は家庭裁判所の手続に必要な書類を作成し、ご本人による裁判手続を支援します。相続放棄、遺産分割調停、離婚調停や養育費を求める調停など、相続や家族の問題で家庭裁判所を利用する際も司法書士がお手伝いします。

遺言・相続登記の
ご相談は、司法書士へ

令和4年8月7日(日) 全国一斉

“遺言・相続” 相談会 開催

0120-33-9279（そうぞくつなぐ）

［当日午前10時から午後4時まで通話可能となります］

～面談相談も開催します～

令和4年8月7日(日)10時～16時

会場はさいたま市（さいたま共済会館）、熊谷市（熊谷市立商工会館）、川越市（ウェスタ川越）、越谷市（越谷市中央市民会館）の4か所です。
予約制ですので、7月29日（金）17時までに
埼玉司法書士会（事務局048－863－7861）にお申し込みください。

埼玉司法書士会
公式キャラクター「法チュン」

相続登記は司法書士へ

放っておくと…　売却したり、担保に入れるなどの処分ができない　相続人の死亡で関係者が多くなり協議が難しくなる　などの問題が…

埼玉司法書士会　埼玉司法書士会　検索

総合相談センターは 無料 で御利用いただけます！

司法書士による面談相談

相談無料　埼玉司法書士会 総合相談センター　予約電話番号　受付時間　平日10時～16時
048-838-7472

浦和総合相談センター（埼玉県庁そば）
さいたま市浦和区高砂三丁目16番58号 埼玉司法書士会館108号室

越谷総合相談センター（越谷市役所そば）
越谷市越ケ谷2丁目8番24号森田ビル202号室

県北総合相談センター（熊谷市役所そば）
【会場：熊谷市立商工会館】熊谷市宮町2丁目39番地

西部総合相談センター（川越駅西口徒歩5分）
【会場：ウェスタ川越】川越市新宿町1丁目17番地17

※詳細はお問合せください。